

平成29年 6 月20日

門真市議会議長

中道 茂 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。  
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第32号 門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 2 議案第33号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 3 議案第34号 門真市税条例等の一部改正について
- 4 議案第35号 門真市営住宅条例の一部改正について
- 5 議案第36号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成29年6月12日（月）

○議案第35号 門真市営住宅条例の一部改正について

（議案の内容）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、市営住宅の明渡請求の要件の見直し等を行う。

（主な質疑と答弁）

問	指定管理者制度を市営住宅管理業務に導入することによるメリットやデメリットは。
答	同制度の導入については、住民サービスの向上等を目的としているため、デメリットはないと考えている。主なメリットとして、市役所業務時間外である土・日・祝日や深夜を含め、24時間365日体制で漏水トラブルなどの修繕要望に対応可能となること、昨今社会的課題ともなっている単身高齢者の見守りサービスなどを含めた事業者による住民サービスの提案が受けられることなどが挙げられる。
問	府や豊中市の同様な条例では、同制度について本条例よりも詳細に規定されているが、本改正案となった経緯は。
答	本市においては、既に門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定し、公募方法、選定基準、協定の締結、秘密の保持義務、選定委員会の設置等、必要な手續を規定している。また、同施行規則において施行に必要な事項を定めており、当然これらの条例及び施行規則を遵守しなければならないことから、本改正案においては、指定管理者の導入に関し必要な事項を規定したものである。
問	指定管理者が行う具体的な業務内容は。
答	指定管理者が行う業務としては、公営住宅法において規定されている、事業主体が決定等すべき権限行為を除いた各種事務手續に係る補助業務となる。 主な業務としては、入居者の募集や入居退去の手續に関する補助業務、家賃等の決定・収納等に関する補助業務、施設の維持修繕・保守点検に関する業務、駐車場の管理業務、入居者からの苦情、通報及び相談対応業務等となる。 なお、事業主体の権限行為等、引き続き本市が行う業務としては、空き家募集の実施決定業務、入居者や同居者の決定業務、家賃の決定業務、国・府への許可申請業務、補助金申請等に係る業務、建てかえなどに係る業務等となる。
問	指定管理者は入居者の家族構成や収入等の個人情報を取り扱うと思うが、同制度を導入している本市の施設で、同様な個人情報を取り扱う施設はあるのか。
答	同制度を導入している本市の施設で、家族構成や収入等の個人情報を取り扱う施設はないと思われる。
問	明け渡し請求に係る第33条の条文を改正する趣旨は。
答	現在規定している第1項第2号「他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき」では、二つの内容を同時に満たした場合に適用可能とする条文となっており、住宅に困窮している者に提供す

る公営住宅の趣旨を鑑み、より明け渡し請求の実効性を持つものとするため、第3号として「他に住宅を取得等したとき」、第4号として「他に生活の本拠を移したとき」としたものである。

さらに、他の事業主体の条例を参考としながら、第2号及び第5号を規定し、不正な居住実態があった場合に、適切な明け渡し請求を行うことができるよう規定整備したものである。

**問** 第33条第1項第4号の生活の本拠の定義とは。

**答** 生活の本拠の定義については、住民票の異動の確認を根拠としている。

**問** ささまざまな事情により30日以上住宅をあけることが想定されるが、その場合、不当な明け渡し請求がされるのか。

**答** 一定期間以上住宅を不在にする場合は、第24条で一時不在の承認を受けることを規定しており、門真市営住宅条例施行規則第17条ではその理由として「出張、入院その他市営住宅を使用しないことにつき正当な事由があること。」としているため、正当な事由があれば、30日を超えた場合でも、一時不在の手続をとれば、明け渡し請求には、つながらないものと考えている。

**問** 明け渡し請求に係る第33条第1項第2号において「第22条の規定に違反し、又は市営住宅に入居している者の共同の利益に著しく反する行為をし、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。」とあるが、具体的にどのような行為を想定しているのか。

**答** 第22条では、ほかの入居者等の平穏な共同生活を妨げる生活妨害行為として、奇声、騒音、振動、悪臭、不衛生、プライバシーの侵害、建物の損壊行為などによりほかの入居者に著しい迷惑を及ぼす行為を指している。

なお、第22条では主に特定の個人に対する迷惑行為、第33条第1項第2号の共同の利益に著しく反する行為では、一定の広範囲の入居者に影響を及ぼす行為として取り扱い、これらを併記することでより広範に明け渡し請求の対象とすることが可能なものとしている。

**問** どのような迷惑行為が条例に抵触し、明け渡しの対象となるのかを明確にしておくべきと考えるがどうか。

**答** 迷惑行為についてはさまざまな具体例が想定され、明け渡し請求を検討すべき事態が発生した時に実務的な運用規定等がない場合、迅速な対応や判断が困難となる可能性があることから、ほかの事業主体の取り組みも参考に、今後、市営住宅における迷惑行為に対する措置要綱等を制定することで、本条例の一部改正がより実効性のあるものとなるよう体制整備を図っていくことを考えている。

**問** 住民票の異動がなくても、実態として生活の本拠を移している入居者がいた場合、水道の使用実態を調査するなどの方法で、生活実態を把握することはできないのか。

**答** これまでも、入居者の居住実態に疑義が生じた場合に、水道使用状況について上下水道局へ照会し、個人情報保護の観点から取得可能な情報である当該住宅における水道契約者の有無を把握しており、これのみで生活実態がないことを判断できるものではないが、生活実態を把握する一つの要素であると考えている。

今後は、上下水道局と協議し、全戸一斉に水道契約者の有無を調査するなど、不正な居住実態の把握に努めていく。

**問** 上下水道局が水道契約者の有無以外を市営住宅担当の都市政策課に情報提供できない理由は。

**答** 水道使用量等、水道契約者の有無以外の個人情報の情報提供については、各法令に基づく調査権限のある実施機関からは、それらの照会に応じ情報提供は行っているものの、都市政策課から

の照会に対しては、法令に基づく調査権限がないことから、情報提供はできないものとする。

**問** 28年度の市営住宅の空き家応募倍率は。

**答** 空き家募集戸数7戸に対し、126件の応募があったため、平均倍率は18倍である。

(その他の質疑項目)・「門真市公の施設の指定管理者におけるモニタリングの指針」に基づく確認・指示・監視・評価の具体的内容について  
・市営住宅の指定管理者に係る外部委員による評価委員会の設置の有無について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

### ○議案第36号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第2号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5635万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558億3248万5000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：ふるさと納税推進事業 1671万円】

**問** ふるさと納税制度の概要は。

**答** ふるさと納税は、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題提起から20年度に創設され、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附を行った場合に、2000円を超える部分について、所得税と住民税から一定の上限の範囲内で全額が控除される制度である。

**問** 同制度の創設から今日に至るまでの本市の取り組みと年度ごとの寄附件数及び寄附金額は。

**答** 本市においても、同制度創設時より寄附目的に合わせた基金を創設するなど制度の活用に取り組んできた。  
年度ごとの実績としては、初年度となる20年度は48件で約359万円、返礼品を導入した23年度は138件で約1008万円、直近の3カ年では、26年度は147件で約867万円、27年度は169件で約638万円、28年度は153件で約693万円となっている。

**問** ふるさと納税をめぐる全国や北河内の状況は。

**答** 全国の状況については、26年度の寄附金額約389億円に対して、ワンストップ特例制度の創設やふるさと納税枠が約2倍に拡充されたことなどから、27年度には約1653億円と大きく増加しており、今後も寄附金額の増加が見込まれている。  
北河内の状況については、本市と四條畷市を除く守口市、寝屋川市、枚方市、交野市、大東市がポータルサイトの導入や返礼品のリニューアルを行っている。その結果、大東市では寄附金額が26年度の約167万円から27年度は約6億5689万円に増加している。

**問** 今回の補正予算にふるさと納税推進事業を計上した目的は。

**答** 目的としては大きく3点あり、1点目は、ふるさと納税を推進することにより本市の魅力を広く発信し、認知度の向上につなげること。2点目は、市内事業者の製品や農産物等の振興を図ること。3点目は、結果として歳入の増加が図られることである。

問	委託する業務の内容は。
答	返礼品のリニューアル、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載、クレジットカード決済やインターネット上での申し込み受付の導入、申し込みへの対応、返礼品発送管理や問い合わせへの対応等である。
問	これまでのふるさと納税に係る歳出額は。
答	返礼品の購入費と郵送料として27年度が約68万円、28年度が約55万円となっている。
問	全国的にふるさと納税を行う市民がふえたことに伴い、本来市税収入となるべき個人市民税額から、どのくらいの税額が控除されたのか。
答	ふるさと納税による本市の個人市民税における寄附金税額控除の総額は、28年度は約3421万円、29年度は直近数値で約5889万円である。
問	29年4月の総務大臣通知の内容は。また、同通知を本市はどう受けとめているのか。
答	同通知の主な内容としては、金銭類似性の高い物、資産性の高い物、価格が高額な物を送付しないようにすることや、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とすることなどを求めている。本市としては、返礼品の内容については問題ないものと考えており、リニューアルに際しても通知の趣旨を踏まえて対応していく。
問	外国の姉妹都市や提携都市の特産品を返礼品として検討できないか。
答	現時点では海外の姉妹都市との連携は想定していないが、今後、返礼品のさらなる拡充を検討する際には、同通知や他市事例等も踏まえて調査研究していく。
問	今後、ふるさと納税のリニューアルをどのように進めていこうと考えているのか。
答	まず、それぞれのふるさと納税業務支援事業者の特性や他の自治体との実績等を踏まえて事業者を選定する。その後、29年9月ごろを目途に、市内事業者に対し返礼品のリニューアルに関する説明会を開催するとともに、ウェブページの作成等を進め、ふるさと納税の申し込みが集中する12月までにリニューアルを図りたいと考えている。

(その他の質疑項目)・ふるさと納税に係る寄附の目標と今後の展望について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第32号、第33号、第34号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成 29 年 6 月 20 日

門真市議会議長

中道 茂 様

民生常任委員会

委員長 松本 京子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 2 議案第36号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成 29 年 6 月 13 日（火）

○議案第 36 号 平成 29 年度門真市一般会計補正予算（第 2 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5635 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 558 億 3248 万 5000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：一般ごみ収集運搬事業 948 万円】

問	一般ごみ収集の民間委託率は。
答	27年度当初は約52.2%であったが、直営収集体制の見直し及び29年度の収集委託2台分の追加により、約63.6%となっている。
問	今回の民間委託の経緯は。
答	これまで、現業職員の欠員2人を非常勤嘱託職員で対応しており、28年度末で期間満了となる再任用職員1人と合わせて、29年度当初の欠員は、3人と予測していた。しかし、29年の人事異動で4人が異動となり、現在は7人の非常勤嘱託職員等で対応している。 3人1台の一般ごみ収集体制の中で、この非常勤嘱託職員等が対応する場合は、運転手と作業員1人については、正規職員対応としており、正規職員2人、非常勤嘱託職員等1人での体制で収集を行っている。 このことから、恒常的な安全性の確保及び職員の負担軽減のため、欠員が6人以上となった時点で委託を行ってきているため、新たに2台分の補正予算を計上することとした。
問	一般ごみの収集は100%民間委託するべきではないと考えるがどうか。
答	一部の直営部門を残す場合があることについては、これまでも答弁しているが、収集体制のあり方については、災害時の対応を含めて考えていく必要があると認識している。 そのため、本市地域防災計画に位置づけられている災害時の廃棄物処理計画の策定過程において、本市の適正な収集体制を検討していくことを考えている。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第 5 号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決した。

平成29年6月20日

門真市議会議長

中道 茂 様

文教こども常任委員会

委員長 池田 治子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第36号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成29年6月14日（水）

○議案第36号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5635万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558億3248万5000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：子どもの未来応援ネットワーク事業委託金 1235万6000円

歳出：子どもの貧困対策事業 1235万6000円】

問 子どもの未来応援ネットワーク事業を実施することになった経緯は。

答 29年1月下旬に新聞等において、府が子どもの貧困対策の一環として、同事業の予算化を検討しているとの報道があり、府の公表資料や府議会2月定例会での議論等を注視しつつ、情報収集に努めていた。

このような中、29年4月に府と実態調査を共同実施した市に対し、府のモデル事業について、実施希望の照会があり、庁内での検討を踏まえ、今後、子どもの貧困対策を行っていく上で、有益な施策になると判断したことから、府に本市の事業案を提出したものである。

その後、同事業は本市のみを対象に実施決定され、29年5月1日には新聞でも報道されたところである。

問 同事業の概要は。

答 同事業は、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートするネットワークを構築するとともに、市民及び地域の活動団体にも参画してもらい、子どもへの関心を高め、支援活動を活発化させ、ひいては子どもの育成を担う地域力の底上げを図ろうとするものである。

具体的には、市民には研修を受講後、子どもの未来応援員に登録してもらい、地域で支援の必要な子どもを発見した場合は、子どもの未来応援チームに連絡してもらう。また、同チームは、子どもの未来応援コーディネーター1人、子どもの未来応援推進員12人で構成され、同応援員等からの連絡を受け、必要な調査等を行った上で、スクリーニングを行い、関係者会議において対応を検討し、支援が決まれば関係部署と連携しつつ、伴走型支援につなげるものである。

なお、同事業は、29年10月からの実施を考えており、全体的な流れについては、子どもの未来応援ネットワークアドバイザーとなる学識経験者のアドバイスも踏まえつつ、鋭意準備を進めようと考えている。

問 子どもの未来応援コーディネーター、子どもの未来応援推進員と子どもの未来応援ネットワークアドバイザーのそれぞれの役割は。

答 子どもの未来応援コーディネーターは、子どもの未来応援推進員の活動をコーディネートするなど、チーム全体の中心的な役割を担う。

子どもの未来応援推進員は、地域ボランティアで構成される子どもの未来応援員から寄せられたさまざまな情報をもとに、地域に出向くなど、詳細な調整を行うとともに、対象者に直接的な支援を行いつつ、学校との連携を図る役割も担う。

子どもの未来応援ネットワークアドバイザーは、子どもの未来応援員研修の研修内容や、チーム会議の運用に向けた助言、関係者会議への出席、また、本事業の報告書の作成にもかかわる。

**問** 無償ボランティアである同応援員の募集と活用方法は。

**答** 本市としては、同事業の必要性等を説明し、参加してもらえよう各団体に対して同応援員としての協力を要請するとともに、新たな人材の確保として、広報やホームページなどを活用し、多くの市民に参加してもらいたいと考えている。

また、中学校区を単位として、1校区100人、全体で600人ほどの同応援員を想定しており、事業開始前には北部と南部に分けて計2回の研修を行い、加えて、29年11月と12月にも1回ずつの研修を予定しており、子どもの貧困の現状や同事業の目的、活動内容等について、学んでもらいたいと考えている。

さらに、同応援員に対しては、啓発キャンペーンの実施や活動リーフレットなどの作成、配布を行うなど、ボランティア意識を継続してもらえよう工夫を重ねていく。

**問** 府のモデル事業の期間は。また、モデル事業の終了後、同事業は継続するのか。

**答** 事業期間は1年と聞いており、終期は30年夏ごろとなる。本市としては、この事業の効果を見きわめつつ、継続の必要性や継続する場合の実施方法等を見直しなどを検討していきたいと考えている。

【歳入：保育所等整備交付金	1億3332万2000円
安心こども基金特別対策事業費補助金減額分	△1億9192万7000円
民間保育所等整備助成事業債減額分	△580万円
歳出：保育定員拡充事業	△6593万円】

**問** 保育定員拡充事業に係る今回の補正予算の内容は。

**答** 本市としては、待機児童を解消するための一つの方策として、保育所等の施設整備を行う事業者に対し、保育所等整備補助金を交付している。

今回の補正予算では、民間の保育所の施設整備の工期が1カ年から2カ年となったことから、市より交付する29年度の保育所等整備補助金を減額し、財源としていた府の安心こども基金特別対策事業費補助金から、国の保育所等整備交付金に変更するとともに、民間保育所等整備助成事業債を減額するものである。

**問** 29年度の待機児童対策は。

**答** 29年度の計画においては、認定こども園及び保育所の定員増としては4施設157人、小規模保育事業による定員増については、新規募集事業者3園を含め95人であり、合計で252人の定員増を見込んでいた。

しかしながら、事業者の施設整備の進捗状況の変化により、計画より38人の減が見込まれ、今後についても、各事業者の施設整備の進捗により、計画が変わる可能性はある。

**問** 29年4月1日時点の待機児童の状況は。

**答** 1歳児13人、3歳児3人、4歳児1人の計17人である。また、0歳児、2歳児及び5歳児につ

いては、待機児童は発生していない。

なお、申し込み児童数が2336人と28年度から122人増加している一方で、待機児童数は28年度の33人から16人減少していることから、保育定員拡充事業等による一定の効果があったものと考えている。

**問** 5歳児無償化によって待機児童への影響はあるのか。

**答** 5歳児では待機児童は発生しておらず、また、在園児童数は444人で前年度比13人の増加、新規申込者は11人で8人の減少と、28年度の状況から多少の増減はあるものの、例年と変わらない状況であり、無償化による待機児童数等への直接的な影響は少なかったものと考えている。

**問** 国は、新たな施策として子育て安心プランを出しているが、保育定員拡充事業としての活用は。

**答** 国は意欲的な自治体を支援するため、まずは2年間で待機児童を解消することを目標に掲げている。同プランには、保育の受け皿の拡大、保育人材確保、保育の質の確保等の六つの支援パッケージがあり、本市としても、引き続き、待機児童解消に向け、支援パッケージの積極的な活用も含め、十分検討していくことを考えている。

#### 【歳出：公立保育所運営事業 2844万9000円】

**問** 上野口保育園園舎耐震補強工事の概要、今後のスケジュール及び工事中の保育についての配慮は。

**答** 同工事については、28年度から引き続き進めていた実施設計の概算工事費の算定が完了したため、今回、工事請負費を補正予算として計上したものである。同工事の概要については、診断結果に基づき耐震ブレースの設置や基礎の増し打ちなどを行うことで、園舎の耐震性能を向上させるとともに一定の改修を行うものである。

今後のスケジュールと工事中の保育への配慮については、29年9月から10月の入札手続により施工業者を決定し、長期休業のない児童福祉施設という性質上、保育を行いながら安全に工事を実施するため、工期は30年1月から10月までを予定している。

さらに29年度の0歳児の園児募集を停止したことにより、あいた保育室を有効活用するなど、安心・安全な保育運営に配慮しながら順次工事を進めていく予定としている。

**問** その他の公立保育所、幼稚園の耐震化のスケジュールは。

**答** 浜町保育園については、現在、耐震補強工事实施設計の策定に向け、園と詳細な打ち合わせを行うなど、基本設計の作業を進めている。30年度当初には耐震補強工事の入札を実施し、年度内に工事を終える予定としている。なお、大和田幼稚園は診断の結果、耐震性能を有していることが判明しており、南保育園及び南幼稚園は認定こども園として新築、移転することから、30年度内に全ての公立保育所及び幼稚園の耐震化の完了を予定しており、着実に各園における安心・安全を確保していく。

**問** 私立の保育所、幼稚園、認定こども園等の現在の耐震化の進捗状況は。

**答** 市内の私立保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所の耐震化率は約7割となっている。

なお、耐震化が未実施の施設等については、建てかえも含め、現在、具体的に耐震化を検討している園もある。

今後においても、国の補助制度の有効活用も含め、私立保育所等についても、安心・安全な教育・保育環境づくりが図られるよう努めたいと考えている。

【歳出：公立幼稚園運営事業 386万5000円】

問	旧北巢本幼稚園撤去工事の事前・事後調査の概要は。
答	同工事の始まる10月までに、周辺家屋28世帯に対し、住人立ち会いのもと、建物内部及び外部等の現状について専門業者による事前調査を実施し、29年3月の工事完了後から4月まで、工事の影響を確認するため、事後調査を実施したところである。
問	事後調査により、影響が判明した件数及び内容は。
答	建具やクロスすき間など、軽微な内容だが、一定以上の影響が確認された世帯は10件である。
問	工損調査等業務委託の内容及び内訳は。
答	委託内容としては、費用負担額の算定及び対象世帯への必要に応じた詳細な説明であり、算定業務については、国の基準に基づき建物の構造、用途、面積ごとに積算した人件費及び諸経費として170万円程度、説明業務については5件を想定し、220万円程度となったところである。
問	家屋への影響について、追加の申し出があった場合の対応方法は。
答	事前事後調査の結果に基づき、各世帯に対して既に適正な対応を行っており、追加の申し出が生じる可能性は低いと考えているが、万が一、事後に申し出があった際は、適切かつ丁寧な対応を考えている。

(その他の質疑項目)・放課後子どもプラン推進事業費補助金の返還に係る経緯について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決